

社会福祉法人 ちとせ交友会 **ちとせ認定こども園**

～ つどい ほぐくみ はまたく
"Our Home" ～

— 認定こども園のしおり（重要事項説明書） —

2024.4



社会福祉法人 ちとせ交友会 **ちとせ認定こども園**
〒704-8175 岡山市東区益野町 40 番地
TEL:086-942-6145 FAX:086-942-6181
理事長 山口哲史

1、運営主体

事業者の名称	社会福祉法人 ちとせ交友会	
代表者氏名	理事長 山口 哲史	
法人の所在地	東京都千代田区二番町 7-5	
法人の電話番号	03-3222-3255	
法人理念	<p>Home—</p> <p>ここに集い ここに育み</p> <p>そして ここから はばたく</p> <p>ちとせ交友会は かかわる すべての人にとって 心安らぐ場所</p> <p>Homeでありたい</p>	



2、本園の概要

施設の種類	幼保連携型認定こども園	
施設の名称	ちとせ認定こども園	
所在地	岡山県岡山市東区益野町 40 番地	
認可年月日	平成 31 年 4 月 1 日	
電話番号	086-942-6145	
管理者名	園長 樺山貴美江	
利用定員(年齢別)	1号認定 45名	3号認定 0歳児 20名
	2号認定 110名	3号認定 1・2歳児 60名
実施する事業の種類	延長保育事業、一時預かり事業、障害児保育対策事業、地域子育て支援拠点事業	
自己評価の概要	保育内容等の自己評価を毎年実施しています。	
第三者評価の概要	平成 30 年度 受審	

3、園の目的・運営方針

事業の目的	本園は、認定こども園法(平成 18 年法律第 77 号)及び子ども・子育て支援法(以下「法」という。)(平成 24 年法律第 65 号)、児童福祉法、その他の関係法令等に基づいて、乳児及び幼児(以下「園児」という。)への教育・保育の一体的な提供を通して、その心身の健やかな育成に最もふさわしい生活の場を総合的に提供するものとする。
運営方針・保育方針	本法人理念の「Home」を教育及び保育の理念とし、園児が日中を過ごす第二の家～Home～を目指し、子ども・保護者・地域の方の心安らぐ憩いの場となれるように、愛情いっぱい、笑顔いっぱいの園の運営と、ピアジェの構成論の理論に基づいたカリキュラムを行いながら、無理なく子どもの発達を促していけるような質の高い幼児教育の提供を目指し、ゆきとどいた安全な環境と、家庭的なぬくもりの中で一人一人の子どもを大切に、健康で明るく思いやりのある自律性を持った子どもの育成を目標とするものとする。
目指す子どもの姿	<ul style="list-style-type: none"> ・生き生きとし、元気に遊べる子 ・友達としっかり関わり、育ちあう子 ・自分で考え、行動する子

4、開園日、開園時間、保育・教育提供時間及び休園日

《1号認定》

開園日	月曜日から金曜日
教育標準時間	午前9時から午後1時
一時預かり事業(幼稚園型)	午前8時30分から午前9時、午後1時から午後6時
保育・教育を提供しない日	土曜日、日曜日、祝祭日、 夏季休業 8月13日から15日を含む4週間程度 冬季休業 12月29日から1月3日を含む10日間程度 春季休業 3月末から4月初旬の10日間程度

《2号・3号認定》

開園日	月曜日から土曜日	
開園時間	午前7時から午後7時 ※土曜日は午後6時まで	
休園日	日曜日、祝祭日、12月29日から1月3日	
保育標準時間認定	保育時間	午前7時から午後6時
	延長保育時間	午後6時から午後7時(月曜日～金曜日)
保育短時間認定	保育時間	午前8時30分から午後4時30分
	延長保育時間	午前7時から午前8時30分、午後4時30分から午後6時 午後6時～午後7時(月曜日～金曜日)

*延長保育の利用にあたっては、お支払いいただく通常の保育料のほかに、別途利用者負担が必要となります。

5、職員の配置状況

- | | | |
|------|---------|-----|
| (1) | 園長 | 1名 |
| (2) | 副園長 | 1名 |
| (3) | 主幹保育教諭 | 2名 |
| (4) | 保育教諭 | 50名 |
| (5) | 保育支援員 | 3名 |
| (6) | 栄養士・調理員 | 10名 |
| (7) | 学校医 | 1名 |
| (8) | 学校歯科医 | 1名 |
| (9) | 学校薬剤師 | 1名 |
| (10) | 看護師 | 1名 |
| (11) | 事務職員 | 1名 |
| (12) | 用務員 | 1名 |

6、提供する保育等の内容

本園は、前条の目標を達するため、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、教育・保育の内容に関する全体的な計画及び指導計画を編成し、小学校教育への円滑な接続に配慮した教育・保育を提供するものとする。

通常提供する教育・保育のほかに、以下の教育・保育を行う。

- (1) 延長保育事業
- (2) 一時預かり事業(一般型/幼稚園型)
- (3) 地域子育て支援拠点事業
- (4) 障害児保育対策事業

7、給食等について

自園で調理し、安全安心な食事の提供を第一に考え、子どもたちが生涯にわたって健康で過ごすことのできる身体づくりを目指した完全給食を提供します。

《食物アレルギー対応状況》

食物アレルギーなどで給食に配慮が必要な場合は、あらかじめご相談ください。その際は、医師による診断書の提出が必要です。ご相談の上、除去食または代替食に対応致しますが、アレルギーの状況によっては家庭から持参して頂く場合もございます。あらかじめ御了承ください。

《衛生管理等》

大量調理施設衛生管理マニュアル基準に沿った衛生管理マニュアルを作成し衛生管理を行っています。日々の健康管理、確認及び検便検査の実施(月に1回)による調理従事職員の健康管理を徹底しています。

8、保育料の支払方法

保護者とこども園の直接契約になり、こども園から直接集金になります。お支払いは毎月20日に口座振替でお願いします。

※滞納が数か月続いた場合など、児童手当からの徴収の申出書を依頼する場合があります。

*1号・2号認定の子どもは、無償化に伴い2019年10月より保育料・授業料のお支払いはございません。その他の雑費のみ引落しさせていただきます。

*3号認定の子ども全てにおいて、利用者負担については保護者の所得に応じた支払いが基本となります。お住いの各市町村が決定する利用者負担額(保育料)となります。

《保育料・授業料、その他の諸経費(上乘せ徴収分・実費徴収分)》

認定区分	利用料	教育費	給食費	雑費
1号認定	なし	英語、体育教室 (硬筆は4・5歳児の希望者、スイミングは5歳児の希望者)	主食費 1,500 円/月 副食費 3,000 円/月	保護者会費 500 円/月 絵本代(実費) 写真代(実費) 行事代など
2号認定	なし	英語、体育教室 (硬筆は4・5歳児の希望者、スイミングは5歳児の希望者)	主食費 1,500 円/月 副食費 4,500 円/月 ※土曜利用の場合は、 主食費 250 円/日	保護者会費 500 円/月 絵本代(実費) 写真代(実費) 行事代など
3号認定	所得・年齢・保育利用 区分により 0～55,700 円/月	なし	なし	

*制服・用品をすべて購入していただいても、3万円程度となります。

《預かり保育・延長保育に係る利用者負担金》

*1号認定は13時以降は預かり保育(幼稚園型)が利用できます。1号認定は、土日・祝祭日の他に春休み・夏休み・冬休み等長期休業日があり毎週土曜日もお休みです。(土曜日が行事の時は振替休日を設けます)

*1号認定の預かり保育利用の際には、相談のうえ、あらかじめ降園時間を決めさせていただきます。

認定区分		時間	料金
1号認定	朝の預かり保育	8:30～9:00	100 円/回…実質 0 円(猶予時間 30 分あり)
	午後の預かり保育	13:00～18:00	350 円/時(朝と午後で上限 20,000 円/月) おやつ代 150 円/日(上限 1,500 円/月)
	長期休業日 預かり保育	8:30～18:00	上記に加え、 9:00～13:00 1,000 円/日
2号・3号認定 保育標準時間	延長保育	18:00～19:00	350 円/回(上限 4,200/月)
2号・3号認定 保育短時間	前延長保育	7:00～ 8:30	350 円/回(前後で上限 4,200/月)
	後延長保育	16:30～18:00	350 円/回(前後で上限 4,200/月)
一時預かり(一般型)	※月～金 8:30～16:30 利用料などの詳細は利用案内をご確認ください。		

9、利用の開始について

本園では、岡山市の利用調整に基づき本園に入所決定された支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

10、利用の終了について

本園は、以下の場合には保育・教育の提供を終了します。

- (1)1号・2号・3号認定子どもに該当しなくなったとき(卒園を含む)
- (2)保護者から退園の申出があったとき
- (3)利用継続が不可能であると岡山市が認めたとき
- (4)その他、利用継続の重大な支障又は困難が生じたとき

11、本園と保護者の連絡について

本園での状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳(0歳児クラス)、掲示板(1歳児クラス以上)を活用します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせするため、月に1回、園だよりを発行します。その他、連絡事項はプリントの配布や掲示を行いますので、ご確認ください。配布物は、連絡ホルダーに挟んで配布いたしますので、園児が連絡ホルダーを持ち帰った時には、必ず目を通して、翌日クラスの回収用のかごに返却してください。(連絡ホルダーは常時クラスで保管します。)

12. 本園の利用に際し留意していただきたいこと

① ちとせ認定こども園では、登校システム「すたんぷ」により、登園・降園時間の記録を行っています。入園の際に園児1人につき1枚、時間記録用のタグを購入していただき、タグを受付機械「すたんぷ」にかざすことで、時間の記録が行われます。下記のような機器を、本館棟玄関出入り口に2台とホール入り口に1台と乳児棟に1台設置しています。「すたんぷ」の打刻時間により預かり保育(一般型/幼稚園型)の利用料と延長保育の利用料も自動で加算されますので、登園時、降園時には毎日必ずここを通過して「すたんぷ」で時間の記録を行ってください。**離れ棟の方もお手数ですが、ご協力をお願いします。**

【タグ】



入園時に1枚600円(税別)で、タグを購入していただきます。

※タグは年度が変わっても卒園するまで在籍中、使用していただけます。

なお、必要に応じて追加購入もできます。(一人計4枚まで)

また、紛失や破損した場合は保護者負担による購入となりますので、なくさないようにご注意ください。

※タグは精密機器のため、取扱いにご注意ください。強い衝撃を与えると壊れる可能性があります。また、磁気の影響で使用できなくなる事もありますので、携帯電話等、磁気を発するものに近づけないようにして下さい。

※購入後、1年未満で壊れた場合・・・無償交換

1年を過ぎている場合・・・再度ご購入して頂く事になります。

<登園・降園時の流れ>

◆玄関の「すたんぷ」のICリーダーにタグを近づけます。



【ICリーダー】



※反応すると「チャリン」と音が鳴ります！
※一度記録されると10分間ロックがかかります。

◆タグが読み込みされると、画面が変わります。表示される名前を確認し受付終了です。

※「すたんぷ」に記録された時間で延長料金の計算を行いますので、時間に余裕をもって登園・降園いただきますようお願いいたします。



② 欠席する場合又は登園の時間が遅れる場合

9時からクラス活動が始まりますので、登園は9時までにお願います。当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、その日の登園予定時刻までにメールまたは電話で御連絡願います。(E-mail: chiren@chitosek.or.jp クラス、名前、日付け、欠席・遅刻の理由を入れてください。)

③ お迎えが遅れる場合・お迎えの方が変更になる場合

お迎えが遅れる場合は、原則として随時延長保育扱いとなりますので、延長開始時間までにご連絡願います。また、お迎えに来られる方が変更になる場合には、あらかじめご連絡願います。

④ 台風等、自然災害時の対応について

朝から警報が出ている時は、お子様の安全を考えて家庭保育をお願いしています。1号認定のお子様はお休みです。また、在園中に警報がでた時も、状況によってお迎えをお願いします。一斉メールにてご連絡させていただきますので都合をつけてお迎えの段取りをよろしく願います。

- ⑤ 毎朝の体温等の確認
登園前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。熱が 37.5 度以上ある場合は、登園をお控えください。また前夜発熱したなど普段と違う様子があった時には、担任や当番の職員へお伝えください。
- ⑥ 発熱・下痢をしている場合について
登園中に、熱が 38 度以上ある場合や、下痢が 3 回続いた場合はご連絡を致しますので、お迎えをお願いします。また、嘔吐下痢が流行っている時は、嘔吐のみの場合や下痢が 3 回続いていなくてもお迎えをお願いすることがございます。
- ⑦ 感染症について
麻疹(はしか)・百日咳・水疱瘡・耳下腺炎等の感染症一覧に記載の感染症にかかった場合は、登園停止期間を経過してから登園してください。なお、登園をする場合は、医師発行の「治癒証明書」を提出してください。証明書の必要な病気についてはこの冊子の「感染症一覧」をご覧ください。ホームページからも感染症一覧の閲覧や治癒証明書の用紙がダウンロードしていただけます。
- ⑧ 与薬について
医療行為に当たるため原則として行いません。主治医の先生に保育園での薬の投与を朝夕 2 回に変えて頂くようお願いしてください。**どうしても昼食後の投与が必要な方に限り**、与薬をさせていただきます。薬のお預かりは、当番の職員がお預かりします。薬の保管は事務所でいきます。当番時間以外には、事務所の職員が受け取りますので、事務所にお持ちください。**(職員の受け取りサインが必要なので、必ず手渡しをしてください。)**薬は、看護師または園長、副園長、主幹保育教諭が与薬します。薬は事務所前にある「くすり連絡票」に明記の上、透明のジップロックの表面に貼り付け、1 回分の量だけを容器に入れてお持ちください。**ジップロック、粉薬の袋、薬の容器、袋にも大きく名前を書いてください。**また、**土曜日の薬のお預かりはできません**のでご了承ください。



※ぬり薬・目薬は基本お預かりできません。アピーや乾燥しやすいお子様は、職員にご相談ください。

- ⑨ 土曜日保育について
基本的に土曜日の保育は、**保護者の方がお仕事の方のみ**とさせていただきます。園の職員も、交替で当番保育を行っています。保育を希望される方は、水曜日 19:00 までに、土曜日保育ファイルに記入し申込みをお願いします。また、平日に保護者の方がお休みの場合は、家庭保育にご協力をお願いします。
- ⑩ 共同保育について
岡山市内で運営する同法人の姉妹園と相互の共同保育を実施します。毎週土曜日(12 月 29 日から 1 月 3 日、祝祭日を除く。)及びお盆期間(8 月 13 日から 8 月 15 日まで。日曜、祝祭日を除く。)、及び利用園児が少ない場合は、相互に保育を提供します。
- ⑪ 駐車場について
朝夕の送迎の車は、園前の駐車場か、北側の駐車場に止めてください。通行の妨げとなるため、公園前の道路やゴミステーションの前は駐車禁止です。また駐車場に駐車する際は、ハザードランプを点滅させてください。駐車場混雑回避の為、長時間の駐車はおやめください。マナーを守って限りあるスペースを気持ち良く利用できます様ご協力をお願いします。また、駐車場内での事故は、園は一切の責任を負いませんのでご了承ください。
- ⑫ 持ち物の記名について
衣類、持ち物には、すべて名前を書いてください。持ち主がわからないものは、一定期間掲示した後に処分致します。
- ⑬ 保護者会活動について
在園児の健やかな発育のために、保護者と職員の集う会としての保護者会を組織しています。なお、会則により、役員・会費を決めています。
- ⑭ 連携施設への協力について
連携施設として協定を結んでいる小規模保育園とは、保育内容の支援・代替保育の提供・卒園後の受入れなどの協力をしています。

13、保育・教育内容についてのご相談・ご意見・ご要望・苦情の解決のためのしくみ

① 本園の相談・苦情対応窓口について

1. 苦情解決責任者 園長 樺山 貴美江
2. 苦情受付担当者 副園長 石原 康子
3. 第三者委員 (1)高本 正志 [連絡先 086-943-2773]
(2)物部 香苗 [連絡先 086-943-7142]

※面接、電話等の方法により相談、苦情等を受け付ける他、事務所付近に「ご意見箱」を設置しています

② 岡山県運営適正化委員会の紹介

本事業者で解決できない苦情は、岡山県社会福祉協議会に設置されている

岡山県運営適正化委員会 電話 086-226-3511 (共通)

086-226-9400 (直通)

FAX 086-227-3566

E-mail kujo@hukushiokayama.or.jp

に申し立てることができます。

14、虐待防止のための措置

本園は、園児に対して、暴力行為、わいせつ行為、無視、教育・保育の放棄、その他心身に有害な影響を与える行為をしない他、園児の人権擁護・虐待防止のため責任者を設置するとともに、職員に対する研修を行っています。また、児童虐待を受けたと思われる園児を発見した場合は、速やかに岡山市子ども総合相談所他関連機関に通告し、連帯・協力して適切に対処します。

◇ 岡山市子ども総合相談所

岡山市北区鹿田町 1 丁目 1 番 1 号(岡山市保健福祉会館 5 階)

TEL:086-803-2525

15、健康診断等について

- ◇ 内科検診 全園児対象に年2回
- ◇ 歯科検診 全園児対象に年1回
- ◇ 視力・聴力・尿検査 3・4・5 歳児対象に年1回
- ◇ 身体測定 全園児対象に毎月 1 回(身長・体重等の測定)

16. 嘱託医

本園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

<内科>

医療機関の名称	野口医院
医院長名又は医師名	曾我 まゆみ
所在地	岡山県岡山市東区可知2丁目 3-18
電話	086-943-5131

<歯科>

医療機関の名称	きしもと歯科クリニック
医院長名又は医師名	岸本 健二
所在地	岡山県岡山市東区可知 1 丁目 62-9
電話	086-943-2001

<薬剤師>

医療機関の名称	あかり薬局 富田店
医院長名又は医師名	岩野 智美
所在地	岡山県岡山市北区富田 411-6
電話	086-236-0200

17、緊急時の対応方法

本園には、緊急時対応のため「一斉メール配信システム」がありますので、必ず登録をお願いします。
また、容体の変化等があった場合は、あらかじめ保護者が指定した緊急連絡先へ連絡をし、囑託医又は主治医へ連絡をとるなど必要な措置を講じます。
保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、本園が指定する機関で、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<外科>

医療機関の名称	城本クリニック
所在地	岡山県岡山市東区松新町 65-4
電話番号	086-942-7688

医療機関の名称	岡山済生会総合病院
所在地	岡山県岡山市北区国体町 2 番 25 号
電話番号	086-252-2211

<救急>

医療機関の名称	岡山赤十字病院
所在地	岡山県岡山市北区青江 2 丁目 1 番 1 号
電話番号	086-222-8811

18、非常災害時の対策

消防計画作成 (変更)届出書	岡山市東消防署 平成 28 年 6 月 7 日 防火管理者 樺山 貴美江
避難訓練	火災もしくは地震を想定した避難訓練を月 1 回実施
防災設備	自動火災報知設備 誘導灯及び誘導設備 非常警報装置
避難場所	第 1 避難場所:園庭 第 2 避難場所:可知小学校 第 3 避難場所:旭東中学校

19、保険の加入

本園では以下の保険に加入しています。

保険会社	三井住友海上
保険の種類	賠償責任保険
保険支払限度額	生産物(給食) 身体 1 億円/人 10 億円/事故 財物 100 万円/事故 施設所有管理 1 億円/事故

保険会社	損害保険ジャパン日本興亜株式会社
保険の種類	普通傷害保険
保険金額	死亡・後遺障害 500 万円 入院日額 3,000 円 通院日額 2,000 円

《 感染症について 》

■園で流行しやすい感染症

病 名	登 園 の め や す	登園するときに 必要な書類
麻疹（はしか）	解熱後3日を経過してから	証 明 書 が 必 要
風疹（三日はしか）	発しんが消失してから	
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで	
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんがかさぶた化してから	
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状（発熱、充血等）が消失した後、2日を経過するまで	
腸管出血性大腸菌感染症 （O157、O26、O111等）	医師により感染の恐れがないと認められるまで。（無症状病原体保有者の場合、トイレで排泄習慣が確立している5歳児以上の小児については出席停止の必要はなく、また、5歳未満の子どもについては、2回以上連続で便から菌が検出されなければ登園可能である）	
流行性角結膜炎 （はやり目）	結膜炎の症状が消失してから	
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
百日咳	特有の咳が消失するまで又は適正な抗菌性物質製剤による5日間の治療を終了するまで	
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎 （侵襲性髄膜炎菌感染症）	医師により感染の恐れがないと認めるまで	
溶連菌感染症	抗菌薬内服後24～48時間経過していること	
伝染性膿痂疹（とびひ）	医師の判断による	
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過すること	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過すること	
マイコプラズマ肺炎	発熱や激しい咳が治まっていること	
ウイルス性胃腸炎 （ノロ、ロタウイルス等）	嘔吐・下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること	
RSウイルス感染症	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと	
伝染性紅斑（リンゴ病）	全身状態が良いこと	
突発性発しん	解熱し、機嫌が良く全身状態が良いこと	
ヘルパンギーナ	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
手足口病	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること	
带状疱疹しん	すべての発しんがかさぶた化してから	

※伝染性軟属腫（水いぼ）・アタマジラミについては、医師に相談してください。

ちとせ認定こども園保護者会規約

- 第1条 この会は、ちとせ認定こども園保護者会と称します。
- 第2条 この会は、事務所を岡山市東区益野町 40 番地 ちとせ認定こども園内に置きます。
- 第3条 この会は、次のことを目的とします。
園と園児の家庭との連絡を密にし、その協力によって子どもの健やかな成長と幸福をはかることを目的とします。
- 第4条 この会は、前条の目的を達成するために次のような働きをします。
1. 園の行事に協力し、園児の福祉を向上させます。
2. 園の運営、改善、補助に協力し、これを万全なるように努めます。
3. 会員相互の親睦向上の為に、講演、講習会、その他見学などを行います。
- 第5条 本会は、ちとせ認定こども園園児の保護者、及び職員をもって組織します。
- 第6条 この会は、各クラスから 1～2 名の役員をクラス懇談会において選出します。
- 第7条 会長、副会長は、第 6 条により選出された役員の中から選出します。事務局はこども園職員が行います。
- 第8条 役員任期は 1 年とします。
- 第9条 総会は、年に 1 回行い(書面による開催も含む)、役員改選、会則の変更、予算決算の承認、その他必要なことを相談します。
- 第10条 役員会は、必要に応じて会長が会の運営、その他の事項を相談します。
- 第11条 会員の半数以上が要求すれば、臨時総会を開くことができます。
- 第12条 この会の経費は、会費及び事業収入、寄付金をこれにあてます。
- 第13条 本会の会費は、1 ヶ月 500 円とします。本会は、会務会計を明らかにするために必要な帳簿を備えます。
- 付則 この会は平成31年4月1日より実施します。
付則 この会は令和元年10月1日より実施します。
付則 この会は令和2年4月1日より実施します。
付則 この会は令和3年4月1日より実施します。
付則 この会は令和5年4月1日より実施します。

個人情報の取り扱いについて

- ◆提出していただく書類及びその内容に関する個人情報につきましては、教育・保育以外には利用いたしません。
- ◆教育・保育を行うにあたり、下駄箱やロッカー、作品などに名前や写真を掲示することがありますので、ご了承ください。
- ◆園での行事については、保護者の方に写真・ビデオ撮影を認めているものもありますが、個人情報保護の趣旨に沿い、記録した写真・ビデオの扱いは慎重に願います。

※ 園行事等の際に、ご家庭用のカメラで保護者の皆さまが撮影された写真や動画に関しましては、お子様以外の園児が映りこんでいる事もありますので、わが子以外のお子さまが特定される写真や動画をSNS等インターネットやその他へ掲載される際は十分にご配慮いただきますようよろしくお願いいたします。他の園児の名前、顔、制服や名札などの個人情報を特定できる形での写り込みには十分注意してください。

- ◆保護者の方への販売を目的として、行事や園生活などの写真・ビデオ撮影を業者に委託することがあります。特別な事情により撮影を希望されない場合はお申し出ください。